

川崎医院（介護予防）訪問リハビリテーション 運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人新成会が開設する川崎医院が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、適切なリハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条

- 1 事業は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 事業の対象者は、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者（介護予防にあっては要支援者）とする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人新成会川崎医院
- 2 所在地 長崎県西彼杵郡長与町岡郷37番地11

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 (1) 管理者（医師が兼務） 1名

管理者は、従業員の管理、事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問リハビリテーション等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

- (2) サービス提供責任者（理学療法士等が兼務） 1名

従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一

的に行うものとする。

2 従事者

(1) 医師 1名以上

利用者の身体機能の維持または向上のためリハビリテーションの提供を行うにあたり診療を行い、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 1名以上

医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日

2 営業時間 12時00分～17時00分

但し、祝日及び8月14日～15日、12月31日～1月3日を除く

3 サービス提供時間帯 12時30分～16時30分

（事業等の内容）

第7条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付するとともに、当該計画に基づく適なりハビリテーションを提供する。理学療法士等は訪問日、提供したリハビリテーション内容を記録する。

（利用料その他の費用の額）

第8条

- 1 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお法定代理受領以外の利用料については指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとする。
- 2 第9条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートルあたり100円を徴収する
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意をする旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、長与町(全域)、時津町(全域)、長崎市(滑石1丁目、女の都2～4丁目、泉町の区域とする。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする
- (2) 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等)を確認するものとする。
- (3) 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う従業者は、当該リハビリテーションの提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

(緊急時の対応等)

第11条

- 1 事業者は利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員または地域包括支援センターおよび市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない
- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 3 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定)

附則

この規程は令和6年5月1日から施行する。

